設計業務特記仕様書
（屋外環境整備（造園））

設計名称：R04 袖ヶ浦団地環境整備（造園）基本実施その他設計

表紙共　全 25 枚

仕様書渡し　令和４年６月８日～令和４年６月 21 日
独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
リノベーション設計部　リノベーション環境設計第１課

部長	担当部長	課長	担当課長	主幹	担　当

I. 設計仕様書（特記共通）

1. 本業務は、本特記仕様書によるほか「保全設計（土木・造園）設計業務等共通仕様書（平成 24 年 4 月）」により実施する

2. 本特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）が発注する次の設計業務について適用する。

設計名称：

履行期間：契約締結の翌日～令和 5 年 8 月 31 日まで

履行場所：習志野市袖ヶ浦 2 ほか

3. 設計対象内容及び範囲

本設計は基本・実施設計を対象とし、内容は基本・実施設計（団環）仕様書による。設計範囲は別紙設計範囲図による。

4. 設計対象団地及び概要

イ）下記に示す団地の検討作業又は工事の設計を行う。

A） 袖ヶ浦団地

1） 基本設計

2） 実施設計

ロ）作成する設計図書等については、各仕様書によるものとする。なお、図面等は機構所定の様式によるものとし、請負者の負担により購入するものとし、図面には設計事務所名を記載及び設計責任者印を表紙図面に押印するものとする。

ハ）設計の履行にあたっては、法令及び条例等関係諸法令を遵守するものとする。

ニ）団地概要

A） 袖ヶ浦団地

1） 敷地面積：213，747，92 ㎡

2） 管理開始：昭和 42 年

3） 交通： JR 総武線津田沼駅バス 9 分

4） 戸数： 1LDK-12 戸、2DK-1，238 戸、2LDK-156 戸、3K-688 戸、3DK-841 戸、3LDK-55 戸：計 2，990 戸

5） 建 物 構 造：鉄筋コンクリート造

5. 受注者は当該設計以外の関連設計についても十分把握し、整合性をもって設計を行うものとする。

6. 受注者は設計の履行中において、担当職員から設計図書（複写）の提出を求められたときは、その都度提出するものとする。

7. 受注者は設計図書の引渡し後において、設計図書に誤記が認められ、担当職員がその修正を請求したときは請負者の負担において速やかに修正するものとする。

8. 設計担当専門技術者は、設計内容に基づき以下の専門分野毎に配員すること。

【造園】【電気設備】

再委託する場合は下記による。

1）土木設計業務請負契約書（以下、「契約書」という。）第 8 条第 1 項に規定する「主体的部分」とは、次に掲げるものをいう。

イ）設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

ロ）解析業務における手法の決定及び技術的判断

ハ）設計の中核となる図案の作成

ニ）打ち合わせ及び内容説明

2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3）受注者は１）、２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ様式ー１により再委託（変更等）承諾申請書を提出し承諾を受けなければならない。また、再委託する場合は、再委託（変更等）承諾申請書の提出にあわせて、再委託に係る費用がわかる書面を提出すること。なお再委託する場合の委託先については、下記の資格等を有すること。

① 建築設計

ｲ） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による 1 級建築士の免許を受けている者。

② 機械設備

ｲ） 設備設計一級建築士、技術士（衛生工学）、建築設備士のいずれかの資格を有した者がいること。

ﾛ） ロ 過去 10 年以内に機構または公的機関における共同住宅の機械設備改修設計の実績を 5 件以上有していること。

③ 電気設備

ｲ） 設備設計一級建築士、技術士（電気電子）、建築設備士のいずれかの資格を有した者がいること。

④ 土木設計

ｲ） 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）、ＲＣＣＭのいずれかの資格を有したものがいること。

ﾛ） 過去１０年以内に機構又は公的機関における共同住宅の屋外付帯改修工事に関する設計の実績を有していること。

9. 契約書第 12 条第 1 項の規定に基づき、受注者は照査技術者を定めることとし、下記のいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者と照査技術者は、兼ねることができない。

① 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

② 技術士（都市及び地方計画、建設環境）の資格を有し、技術士法による登録を行っ

ている者。

③　RCCM（造園、都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

④　共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術士。

・建設コンサルタント登録規定第 3 条第 1 号ロに規定される技術者（国交省が認定する認定技術者（業務に該当する部門））

・他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者。

⑤　造園に係る業務に関し３０年以上の実務の経験を有する者。

⑥　大学又は高等専門学校を卒業した者で造園に係る業務に関し２０年以上の実務の経験を有するもの

10. 受注者は、契約締結後 15 日以内に設計業務に着手し、業務計画書を提出しなければならない。

11. 低価格による受注に関する調査について

１）調査において、入札者が履行可能な理由として説明した事項は、確認事項として打合せ記録簿で提出することとし、業務履行状況の調査時にその内容を確認する。

２）　調査対象者が当該調査において虚偽の資料若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は業務履行状況の調査結果と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な理由が確認できる場合を除く）は、業務成績評定点に厳格に反映するものとします。

また、調査資料の提出がなかった場合についても、業務成績評定点に厳格に反映することとなることご承知おきください。

12. 機構から受注者へ貸与する物品等（以下、「貸与品」という。）は次の通りとする。

ｲ）　品名、数量等　（☑のついたもの）

☑団地平面図、配置図　一式
☐確定測量図
☐既設構造物等設計図書　一式
☐保全工事積算要領　一式
☑基本検討成果品　一式
☐土木・造園工事積算運用事項集　一式
☑巡回点検報告書　一式
☑植物管理台帳　一式
☐整備基準　一式

☐土木工事材料、労務単価表　一式
☑樹木、地被類調査台帳　一式
☑土木、造園原設計図書　一式
☑電気設備原設計図書　一式
☐基本設計成果品　一式
☑修繕等実施基準　一式
☐遊具管理台帳　一式
☐都市再生機構積算特記規準
☑法令チェックシート（令和２年 12 月版）

☑遊具の運用事項書（平成 29 年 5 月版）

ﾛ） 引渡し場所

独）都市再生機構　東日本賃貸住宅本部ストック設計部ストック設計第？課

ﾊ） 引渡し時期

契約締結以降必要の都度。

13. 購入を要する資料

- 基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準　平成 28 年度版
- 保全工事共通仕様書　令和２年版
- 土木・造園工事積算要領　令和２年版
- 土木工事標準設計図集　令和元年版
- 造園施設標準設計図集　平成 30 年
- 撤去・移設等標準設計図集（土木造園編）　平成 11 年版
- 保全工事積算基準　造園　令和元年 10 月１日版
- 電気、設備、建築については必要に応じて購入すること。

14. 受注者は機構からの貸与品を担当職員に無断で外部への持出し、閲覧、複写又は譲渡してはならない。

15. この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、担当職員と協議するものとする。

16. 本業務を遂行する上で、知り得た機密を要する事項については、他に漏洩しないよう細心の注意を払うこと。

17. 受注者は設計の各段階における案の作成時及び特に必要に認められるときには、担当職員と十分協議の上、確認を受けるものとする。特に、修繕の範囲については、事前に現地調査報告書を提出し、担当職員の了解を得ること。また、協議内容については、その都度、記録を整理し、担当職員に提出するものとする。

18. 設計業務実績データ（ＴＥＣＲＩＳ）の情報提供について

（契約額 100 万円以上の場合）

「調査設計実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）」［ＪＡＣＩＣ（㈶日本建築情報総合センター）℡03-3505-2981］の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出しなければならない。なお、各々の提出期限は、以下の通りとする。

ｲ） 受注時登録データ→契約締結後 10 日以内。

ﾛ） 完了時登録データ→業務完了後 10 日以内。

ﾊ） 受注時登録データの内容変更があった場合→変更契約締結後 10 日以内。

19. 設計図書の提出

設計が完了したときは、完了届・引渡書・納品書を各２部と請求書４部を設計図書一式と共に提出する。修正を必要とするときは、所要の修正を行い再提出の上、完了検査を

受け、設計図書を引渡すものとする。

20. 業務成績評定（予定価格 200 万円を超える場合）

本業務については、業務成績評定の対象業務として業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。また、60 点未満の業務成績の通知を受けたものについては当該業務成績の通知日から起算して１年を経過するまでの間、「令和元・２年度コンサルタント等業務希望調査の実施について」にて提出された調査資料は競争参加者の指名の基礎資料としない。

21. 設計業務歩掛調査

本業務は、設計業務歩掛調査対象業務である。受注者は契約締結後速やかに、本業務を実施するにあたり必要と考える作業量を別紙－３に規定する様式に記載の上、提出すること。

22. 特記事項

ｲ) 積算企画書の作成および照査にあたっては、主任技師の承認を得て決裁すること。
主任技師：大卒後 18 年以上相当の能力のあるもの。

ﾛ) 建築基準法及び関連法令を遵守して設計図書を作成する。

ﾊ) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特記条項」（別添および別添様式）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

II. 基本設計特記仕様書

1. 基本設計の目的

本設計業務は、既存団地の屋外環境について、社会環境の変化に対応すると共に、居住水準の向上を図るために、総合的かつ計画的に実施する屋外環境整備を行うための整備方針の策定に関する事項（現況、社会的ニーズ、団地別整備方針等）を整理し、整備計画を立案し、実施設計を行うための諸条件を整理することを目的とする。

2. 基本設計の業務内容

ｲ) 既存資料の整理（原設計図及び変更図、改修図等の資料整理）

マイクロ図面やその他資料の内容確認を行い、不足情報把握及び入手方法の検討を行う。

ﾛ) 条件整理１（前提条件把握、課題整理）

対象団地の都市計画法上の位置づけ、建築基準法、各種条例等、法規制上の条件を確認する。

ﾊ) 条件整理２（前提条件把握、課題整理）

対象団地の団地別整備方針、対象団地の居住者年齢構成及びその推移、関連する修繕計画及び入居促進に係るスケジュールや内容について、機構担当者から入手し、前提条件と課題を把握する。

ﾆ) 関連機関のヒアリング調査

① 住まいセンター

対象団地の問題点及び居住者等からの主な要望等の情報収集

② 地方公共団体

対象団地の法的条項確認及び情報収集

（都市計画マスタープラン、開発指導要綱、駐車場条例、建築基準法、緑化条例等）

③ 清掃事務所

対象団地の収集活動に関する情報収集

④ 消防

対象団地の消防活動に関する情報収集

⑤ 警察

周辺道路及び団地内道路の交通安全に関する情報収集。

ﾎ) 周辺概況調査

対象周辺部を目視踏査により、現況を把握する。自然環境(河川、公園)、社会環境（交通、学校、公共施設)、人文環境（地歴）から、重要な対象が近接する場合は、現地確認する事。

ﾍ) 対象敷地現況調査

以下項目を安全性、快適性、利便性、美観保持の観点から、目視踏査、写真撮影により、各施設の経年劣化疲弊程度、利用状況を把握し、位置と形状と仕様を確認する。又、下記記載内容も合わせて調査する。

① 自転車置場

・保有台数の実数カウント【☑有　1人＊2日程度　・□無】

② ゴミ置場

・不法投棄状況と収集方式（資源、粗大）

③ 駐車場

・仮設駐車場設置可能位置

④ プレイロット（遊具施設及び休憩施設）

・JPFA2014の規準確保状況【☑有・□無】

・利用状況調査（定点調査）【☑有　1人＊2日程度　・□無】

⑤ 通路（摩耗、クラック、沈下、不陸、勾配、段差等）

・動線調査（通行量定点調査）【☑有　1人＊2日程度　・□無】

⑥ 植栽（高木、低木、生垣、地被、芝生）

・樹勢、剪定状況、裸地化状況、過密・密度低下状況

・優良及び支障樹木の選定（駐車場近接鳥害、電線電柱近接、越境、住宅採光、日照通風、プライバシー、見通し防犯、屋外照度）

⑦ 道路（不陸、沈下、滞水、クラック、表面荒れ等）

・消防上の問題（寄付き、活動空地、避難路）

・夜間の路上駐車状況及び対策状況(規制、幅員変更)

⑧ 階段室入口周り（段差、スロープ、手すり設置）

⑨ 屋外照明（照度計による夜間照度）

⑩ 案内板、掲示板、フェンス、車止め、手摺、小擁壁などの工作物

⑪ 園地・通路排水（集水状況、概略深さ）

⑫ 地下埋設物（汚水、雨水、電気、電話、ガス、水道その他）

・地下埋設ルート確認

ト) 現地調査結果をもとに、既往資料の加筆修正を行い、現況平面図を作成する。
又、各項目別に現地調査結果を要約した報告書を作成する。

チ) 整備内容・水準の検討（.団地環境整備のコンセプト企画立案・設計方針の設定）
現地調査等から判明した各種課題、利用状況を踏まえ、①安全性、②利便性、③美観保持・景観形成、④子育て支援・高齢化対応、⑤防犯、⑥防災、⑦コミュニティ形成、⑧環境配慮、⑨地域との関係性回復、地域貢献、各分野への今回設計での対応方針、優先順位付けを検討し、将来達成目標を明確化する。

尚、具体の整備内容・水準設定に当たっては、①イニシャルコスト、②不動産競争力、市場動向、顧客満足度向上の視点、③中長期的視点での社会的需要変化、経

年変化等に対する持続的発展可能性確保（将来改修移転用スペース確保）や維持管理性向上（ライフサイクルコスト低減、メンテナンス頻度）の視点から、慎重にバランス良く行うこととする。

リ）留意事項

・現況道路幅員を狭窄する場合は、建築基準法、消防法等の関係法規を遵守し、調査職員と協議する。

・駐車場配置計画にあたって、契約状況から設置台数を見直す場合で、地方公共団体が定める付置義務台数を下回る場合は、調査職員と協議し指示を受ける。

・各種構造物移設にあたって、経済性の他、工事施工に支障となる既設構造物、既存樹木、地下埋設物の占用位置を確認し、施工の確実性を考慮し，位置等を選定する。尚、電柱水道等の移設が必要となる場合は、調査職員と協議する。

ヌ）基本設計各種平面図の作成

コンセプト案・計画平面図案作成後、設計担当課、住まいセンター、自治会代表等との協議を踏まえ、基本設計各種平面図を作成する。尚、工事発注用実施図を支障なく作成できるレベルまで、対象物の配置、仕様、形状、意匠、ボリューム等を検討、決定し、図面に適切に表現する。

ル）概算工事費の算出

数量計算に基づき概算工事費を算出し、予算との比較確認を行う。

ヲ）設計説明書の作成

検討内容及び決定の背景・経過がわかるように、最終の設計成果物を報告書にまとめる。また、設計内容を要約したプレゼンテーション用概要版を作成する。

3. 基本設計における配慮項目及び重点設計項目

ｲ） 配慮事項

1）本設計では「令和３年度袖ヶ浦団地屋外環境整備基本検討業務」を踏まえ、敷地全体の課題を整理し、改修する箇所について優先順位の整理を行った上で、メリハリのある改修計画を検討すること。

2）「令和３年度袖ヶ浦団地屋外環境整備基本検討業務」を踏まえて予算別に３案程度に取りまとめること。

3）団地建替えエリアの設計成果も踏まえ、一体的に計画を行うこと。

ﾛ） 設計重点項目

1） 建替え地区の屋外計画に配慮した一体感のある計画とすること。

2） 団地内商店街区・広場・プレイロットにおいて、低コストで実現可能な、賑わい創出に資する改修計画を検討すること

１）駐車場舗装修繕において、仮設駐車場の整備を要する可能性があることから、団地内におけるプレイロット等の設置可能箇所の検討及び仮設駐車場撤去後の計画を行うこと。

4.　基本設計の提出図書【袖ケ浦】

設計図書の種類		縮尺等	規格	枚数	備　考
基本設計図書	①現況平面図	1：300 程度	A1	適宜	
	②全体平面図（協議用・決定版）着色	1：200～500	A1	1 枚	
	③施設計画平面図	1：300 程度	A1	適宜	
	④植栽計画平面図（伐採・移植・保存）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑤植栽計画平面図（新植・高木）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑥植栽計画平面図（新植・低木地被）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑦サイン計画平面図（移設・修繕）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑧照明計画平面図（移設・修繕）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑨仮設駐車場計画平面図	1：300 程度	A1	適宜	
	⑩道路駐車場計画平面図（ゴミ置場等含む）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑪工区割全体平面図	1：300 程度	A1	適宜	
	⑫排水計画平面図	1：300 程度	A1	適宜	
	⑬サイン検討図（新設等）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑭照明検討図（新設）	1：300 程度	A1	適宜	
	⑮現況平面図及び埋設物重ね図	1：300 程度	A1	適宜	
	⑯法的条件図	1：300 程度	A1	適宜	
重点提案書	①プレイロット （平面図・詳細図・ラフスケッチ含む）	3 案	A3	3 箇所	
	②商店街区 （平面図・詳細図・ラフスケッチ含む）	1 案	A3	1 箇所	
	③団地内歩道	1 案	A3	2 箇所	
	④フォトモンタージュ		A3	6 ｶｯﾄ	改修前後
工事費概算	①概略構造計算書等設計資料		A４	1 式	
	②概算数量計算書及び算出根拠		A4/A3	1 式	
	③工区割案、工区別概算書		A4	1 式	
	④概算数量内訳書		A4	1 式	
その他資料	①基本設計報告書		A4	1 式	
	②住まいセンター等説明書等		A4	1 式	
	③自治会説明用資料		A1/A3	1 枚	
	④打合せ記録簿		A4	1 式	
	⑤費目別集計表		A4	1 式	

5.　提出部数

ｲ)　基本設計図その他資料は原図 1 部及び焼き図 1 部を同一図面ファイルに収納して

提出。

ﾛ） 設計説明書等は原図を１部Ａ４ビニールファイルに収納して提出。

ﾊ） 提出する設計図書一式については、デジタルデータ（CAD、PDF データ）も、併せて納品することとする。データのファイル形式については、別途調査職員と打合せのうえ、決定する。

6. ラフスケッチ及びフォトモンタージュ（参考例）

【ラフスケッチ】

【フォトモンタージュ】

[整備前]

[整備後]

III. 実施設計特記仕様書

1.　実施設計の目的

本業務は、既存団地の屋外について、居住環境水準の向上を図るために、総合的かつ計画的に実施する工事を行うための発注図書作成をすることを目的とする。

２、実施設計の業務内容

イ）与条件・前提条件の確認

提示された計画内容、基本設計における条件整理の考え方、設計方針等を整理し、十分把握する。

ロ）現況調査

・基本設計図・報告書・基礎資料を基に、現地調査を行い、安全性・快適性・利便性・美観保持の観点から、各施設の経年劣化疲弊程度、利用状況を確認する。

・資料を基に、各種構造物の目視調査を行い、位置、範囲、延長、形状、構造、仕様を確認し、現況と差異が生じている場合は、修正を加える。

①　施設調査　（基礎資料：土木、造園完成図書等）

更新又は改修する施設（道路、通路、ＰＬ、階段室付近、雑工作物、小擁壁、雨水排水施設等）の位置、範囲、延長、形状、構造、仕様、管底高等の調査・現地確認をする。

②　樹木調査（基礎資料：植物管理台帳等）

樹勢、剪定状況、樹形、裸地化、過密・密度低下、土壌排水状況、優良及び支障樹木（駐車場近接鳥害、電線電柱近接、越境、住宅採光日照通風、プライバシー、見通し防犯、屋外照度）を目視確認する。

資料を基に、移植・伐採・剪定・補植の必要な樹木の判定。現地確認をする。（移設先を含む）

③　屋外灯調査　（基礎資料：電気設備原設計図書等）

資料を基に、照度計を用いて現地確認を行い、更新又は改修する既存屋外灯の位置、形状、構造、仕様、系統等の調査・現地確認をする。（移設先を含む。）

④　地下埋設調査　（基礎資料：設備完成図及び管理埋設図等）

資料を基に、工事範囲の各種埋設物（汚水、雨水、電気、電話、ガス、水道その他）の種類・経路を調査・現地確認を行い、支障障害物の有無を確認する。

ハ）現況平面図作成

調査測量　（基礎資料：現況平面図等）

上記ﾛ)の調査結果を基に、現況図との差異又は不足等の内容を確認し、現況と差異が生じている箇所は、測量（トータルステーション等、レベル測量）を用いて、現地検測を行い、現況平面図(地下埋設物含む。)を作成する。

ニ）図面作成

・工事の施工及び積算に必要な平面図及び詳細図を作成する。

・高低差 1m以上の擁壁、排水設備（雨水本管・汚水本管）、電気設備の設計については必要に応じ、構造計算、電圧降下、流量計算、等の各種計算書等を提出すること。
・建築物（工作物を含む）、ごみ置場、自転車置場等で建築基準法の適用を受ける建築物の移設、新設については、有資格者（１級建築士）による設計とし、必要に応じて構造計算書を作成すること。

ホ）数量計算、値入れ補助

・平面数量計算書、材料計算書、根拠図を作成する。
・工事工種体系化ツリー図に従い、内訳数量表を作成する。
・積算企画書を作成する。
・見積徴収、見積もり比較一覧表、刊行物単価比較一覧表等の資料作成を行う。
・機構積算システムへの入力を行う。

ヘ）留意事項

・材料選定にあたって、安全性、施工性、経済性、機能性、景観性、維持管理性等を総合的に勘案のうえ選定する。
・修景施設、遊戯施設、サービス施設等の景観デザインが必要なものは、構造部材、仕上げ材の色彩について、周辺建物との調和に配慮した設計を提案し、調査職員と協議すること。
・生活動線となる通路等の工事では、経済性の他、居住者の負荷軽減、安全性を重視した施工方法を提案し、仮設、補助工法等について調査職員と協議のうえ決定する

ト）法令届出等チェックリストの作成

受注者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて別紙「届出等チェックリスト」を必要に応じ加筆・修正し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入、また、届出等が不要のものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「ー」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。なお、届出等の必要性が不明のものは空欄とする。

チ）道路、駐車場及び汚水管修繕の実施設計は今回業務に含まれない。（別発注予定）

2.　実施設計の提出図書【工事件名：R05 袖ヶ浦団地環境整備（造園）その他工事】

	設計図書の種類	縮尺等	規格	枚数	備　考
発注図書	①表紙・位置図	－	A1	1 枚	
	②特記仕様書	－	A1	1 枚	
	③内訳総括表	－	A1	1 枚	
	④全体計画図・工事範囲図	1：200～500	A1	1 枚	
	⑤造成平面図	1：200 程度	A1	－	
	⑥地割寸法図（基準点及び仕上り高さを示す。）	1：200 程度	A1	－	
	⑦施設平面図	1：200 程度	A1	－	
	~~⑦道路舗装平面図~~	~~－~~	~~A1~~	~~－~~	土木にて計上
	⑧撤去平面図	1：200 程度	A1	－	
	⑨植栽平面図（高木・低木・地被）	1：200 程度	A1	－	
	⑩移植撤去平面図（高木・低木・地被）	1：200 程度	A1	－	
	~~⑪下水管渠平面図~~		~~A1~~	－	土木にて計上
	~~⑪電気設備平面図~~	~~1：200 程度~~	~~A1~~	－	
	⑫詳細図・構造図	1：10～100	A1	－	
	⑬地下埋設重ね図（参考）	1：200 程度	A1		
	⑭法的条件図（参考）	1：200 程度	A1		
計算書等	①構造計算書等設計資料		A4	1 式	
	②数量計算書及び算出根拠		A4/A3	1 式	
	③材料計算書及び算出根拠		A4	1 式	
	④参考数量内訳書（電気）		A4	1 式	
積算	①積算企画書		A4	1 式	
	②刊行物比較表		A4	1 式	
	③市場単価比較表		A4	1 式	
	④見積比較表及び見積書		A4	1 式	
	⑤積算内訳書（一位代価含む）		A4	1 式	
その他資料	①色彩計画書		A4	1 式	
	~~②総合団環集計表~~		A4	1 式	
	③自治会説明用資料等（全体着色平面図）		A3	1 枚	
	④打合せ記録簿		A4	1 式	
	⑤費目別集計表		A4	1 式	
	⑥遊具チェックシート		A4	1 式	
	⑦法令チェックシート		A4	1 式	

提出部数

イ）発注図面は原図１部及び焼き図１部を同一図面ファイルに収納して提出。

ロ）計算書等は原図を１部Ａ４ビニールファイルに収納して提出。

ハ）積算関連資料は原図１部を内容別にファイルして提出。

ニ）その他資料は、原図１部及びコピー原図１部を内容別にファイルして提出。

ホ）設計図書作成時のＣＡＤデータ（ＤＷＧ又はＤＸＦ及びＰＤＦ）をＣＤ（形式・件名・社名を記載）に記録して提出すること。

設計範囲図

■配置図

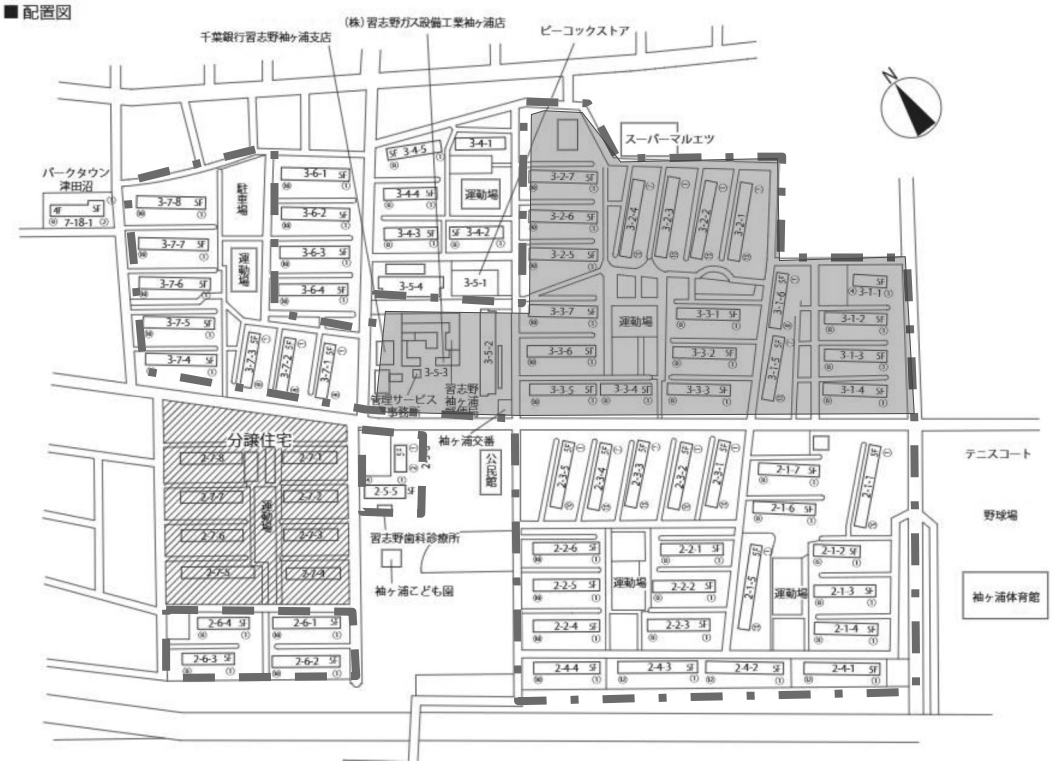

基本設計範囲　　実施設計範囲

スケジュール

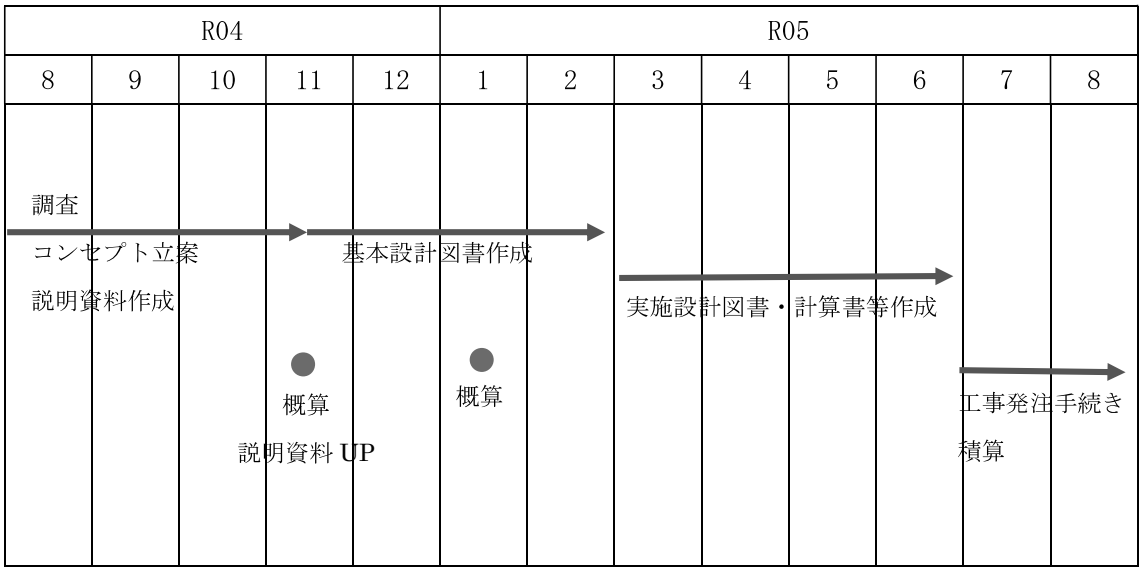
R04
R05
8
9
10
11
12
1
2
3
4
5
6
7
8
調査
コンセプト立案
説明資料作成
基本設計図書作成
概算
説明資料 UP
概算
実施設計図書・計算書等作成
工事発注手続き
積算

別添様式

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和○年○月○日付けで締結した○○○○○○業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第２条　受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第３条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

発注者　住所　○○○○○○○○○○○○○○

氏名　独立行政法人都市再生機構○○○○○○本部

本部長　○○　○○　　印

受注者　住所　○○○○○○○○○○○

氏名　○○○○○○

代表取締役　○○　○○

注：業務委託契約の場合、発注者を委託者、受注者を受託者と読み替えるものとする。

別紙-3

設計業務歩掛調査シート

1. 業務件名　〇〇工事設計業務

2. 受注者名　〇〇設計事務所

3. 業務期間　平成〇.〇.〇　～　平成〇.〇.〇

4. 作業歩掛

区分 ＼ 職種		対象	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
土木設計	整地基本設計								
	整地実施設計（点高法）								
	整地実施設計（断面法）								
	道路基本設計（団地内道路）								
	道路基本設計（郊外道路）								
	道路基本設計（市街地道路）								
	道路実施設計（団地内道路）								
	道路実施設計（郊外道路）								
	道路実施設計（市街地道路）								
	調節池実施設計（堤体式）								
	調節池実施設計（掘込式）								
	下水道基本設計（公共下水）								
	下水道基本設計（団地下水）								
造園設計	造園基本設計（5.0ha）								
	造園基本設計（1.0ha）								
	造園実施設計（1.0ha）								
	造園実施設計（0.5ha）								
	公園基本設計（地区公園）								
	公園基本設計（近隣公園）								
	公園基本設計（街区公園）								
	公園実施設計（地区公園）								
	公園実施設計（近隣公園）								
	公園実施設計（街区公園）								
	緑地基本設計								
	緑地実施設計								
	歩行者専用道路等基本設計								
	歩行者専用道路等実施設計								
区画整理業務	権利調査								
	権利再調査								
	換地設計基礎資料作成								
	換地設計								
	仮換地指定								
	換地計画								
	換地処分								
	区画整理登記嘱託図書作成								
	補助事業実施計画図書作成								
	事業計画添付図作成								
その他	特殊設計（協議図書作成）								
	特殊設計（変更設計）								
	特殊設計（建物除却設計）								
	特殊設計（積算 ）								
	その他（〇〇設計）								
合　計									

※ 作業歩掛は、各作業区分について、各職種ごとの人工を記入して下さい。なお、記載する数量は少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとしてください。

完了報告確認
設計担当課長
※

※設計担当者からの報告確認用

法令等に基づく届出等チェックリスト（保全土木、造園）

設計名称：　　設計担当者：　　印

工事件名：　　設計業務受注者：　　印
（照査技術者）

工事監理者：　　印

工事受注者：　　印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						届出の要不要等	提出期日	提出日（予定日）	担当者	届出日	届出確認日
・　各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意 ・　条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること ・　設計内容及び工事内容等に基づき届出等に不足があれば、追記すること						届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「ー」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
□法関連											
	◇道路法										
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長							
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長							
2-1	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	支社長							
3	交通管理者協議	道路法第95条の２	公安委員会	支社長							
	◇道路交通法										
4	道路標識移設（撤去）承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長							
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長							
	◇建築基準法										
6	建築物除却届け	建築基準法第15条	知事等	支社長							
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長							
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長							
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長							
10	工作物の申請	建築基準法第88条	建築主事	支社長							
	◇河川法										
11	河川法許可申請（河川管理者以外の者の施工する工事等）	河川法第20条	河川管理者	支社長							
12	河川法許可申請（流水の占用の許可）	河川法第23条	河川管理者	支社長							
13	河川法許可申請（土地の占用の許可）	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること						
14	河川法許可申請（工作物の新築等の許可）	河川法第26条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること						
15	河川法許可申請（土地の掘削等の許可）	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること						
16	河川法許可申請（河川保全区域における行為の制限）	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること						
	◇都市計画法										
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等（34条の2）	知事等	支社長							
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長							
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の２	市長等	支社長							
	◇消防法										
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長							
21	防火水槽設置届け	消防法	消防署長等	支社長							
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長							
	◇測量法、国土調査法										
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	支社長							
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長							
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長							
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長							
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長							

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						届出の要不要等	提出期日	提出日（予定日）	担当者	届出日	届出確認日
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長							
	◇文化財保護法										
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長							
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長							
	◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法										
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長							
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請 等）	水質汚濁防止法	知事等	支社長							
	◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）										
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長							
	◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）										
34	バリアフリー新法に基づく報告、申請	バリアフリー新法	知事等	支社長							
34-1	公園に関する協議	バリアフリー新法13条	公園管理者	支社長	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設，4条特定建築物などが該当						
	◇大規模小売店舗立地法										
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長							
	◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法										
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長							
	◇下水道法										
37	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査願）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長							
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長							
	◇海岸法、砂防法、港湾法										
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
40	海岸保全区域における掘削の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること						
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法４条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること						
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること						
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること						
	◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称：建設リサイクル法、建リ法)										
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長							
	◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）										
46	焼却炉撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長							
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者							
	◇騒音規制法、振動規制法										
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること						
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること						
	◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律										
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること						
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること						

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						届出の要不要等	提出期日	提出日（予定日）	担当者	届出日	届出確認日
	◇都市公園法										
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長							
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長							
	◇森林法										
54	森林法関係届出	森林法10条の２	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること						
	◇景観法										
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること						
	◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法										
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり						
57	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第２項	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCB廃棄物の承継						
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第９条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け						
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第５条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中PCB製品を発見						
□条例等関連											
	◇道路関係										
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長							
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長							
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長							
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長							
	◇排水関係										
64	排水設備等新設等計画届出書（着手届、竣工届、検査願等）	条例	市長等	支社長							
65	公共下水道使用届出書等	条例	市長等	支社長							
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長							
67	雨水浸透施設等設置工事計画届（着手届、完了届）	条例	市長等	支社長							
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長							
	◇給水関係										
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長							
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長							
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長							
	◇解体関係										
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長							
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長							
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長							
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長							
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長							
	◇測量関係										
77	境界確認書	条例	市長等	支社長							
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長							
	◇消防関係										
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長							
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長							
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長							
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長							
83	防火対象物使用開始（変更）届出	条例	消防署長	支社長							
	◇土壌関係										

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	適用にあたっての留意事項	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						届出の要不要等	提出期日	提出日（予定日）	担当者	届出日	届出確認日
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長							
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長							
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長							
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長							
	◇その他										
88	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	支社長							
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長							
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長							
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長							
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長							
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長							
94	東京都環境確保条例８９条に基づく指定作業場設置（変更）届（自動車駐車場20台以上）	都条例89条	都知事	支社長							
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長							
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長							
97	東京都環境確保条例124条第1項に基づく石綿飛散防止方法等計画届出書	都条例	都知事	支社長							
98	福祉のまちづくり条例届出書	**福祉のまちづくり条例**	市長	支社長							
	緑化関連条例										
99	緑化計画書、完了届	都・府・県緑化関連条例	都府県知事	支社長							
100	緑化計画書、完了届	市・23区緑化関連条例	市長、区長	支社長							
101	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結申出書、完了届	保存緑地・保存樹関連条例	市長	支社長							
102	街路樹植栽計画承認申請書、完了届、引継書	街路樹整備関連条例	市長	支社長							
	水道法										
103	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	支社長	給水施設の規模による						
104	専用水道給水開始届	水道法第13条第1項	知事	支社長	給水施設の規模による						
105	簡易専用水道設置届・給水開始報告書	水道法施工細則23条	保健所長	支社長	給水施設の規模による						
	水道関連条例										
106	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業管理	支社長							
107	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理	支社長							
108	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
109	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
110	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
111	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
112	給水装置工事施工承認申込書	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
113	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
114	給水開始申込書	給水条例	市町村町又は水道事業管理	支社長							
115	その他給水に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業管理	支社長							